

機密性2 完全性2 可用性2 (品質管理室)

要領第10号

理事長決定

社会保障協定  
適用・給付  
業務処理  
マニュアル

日本年金機構

平成22年 1月 1日制定・施行 平成28年 8月 1日改正・施行  
平成22年 2月23日改正・施行 平成28年 8月31日改正・施行  
平成22年 3月19日改正・施行 平成28年10月 7日改正・施行  
平成22年 4月15日改正・施行 平成28年11月29日改正・施行  
平成22年 6月29日改正・施行 平成29年 1月 5日改正・施行  
平成22年 8月31日改正・施行 平成29年 2月22日改正・施行  
平成22年 9月15日改正・施行  
平成22年11月25日改正・施行  
平成22年12月22日改正・施行  
平成23年 2月22日改正・施行  
平成23年 9月22日改正・施行  
平成24年 4月25日改正・施行  
平成24年 5月25日改正・施行  
平成24年 7月25日改正・施行  
平成24年 8月24日改正・施行  
平成24年10月26日改正・施行  
平成24年11月22日改正・施行  
平成25年 1月25日改正・施行  
平成25年 3月27日改正・施行  
平成25年 4月24日改正・施行  
平成25年 5月24日改正・施行  
平成25年12月20日改正・施行  
平成26年 2月24日改正・施行  
平成26年 5月 1日改正・施行  
平成26年 6月20日改正・施行  
平成26年 7月25日改正・施行  
平成26年 9月22日改正・施行  
平成26年10月22日改正・施行  
平成26年11月21日改正・施行  
平成26年12月19日改正・施行  
平成27年 1月23日改正・施行  
平成27年 3月25日改正・施行  
平成27年 4月24日改正・施行  
平成27年 7月24日改正・施行  
平成27年11月 6日改正・施行  
平成27年12月21日改正・施行  
平成28年 1月27日改正・施行  
平成28年 5月 9日改正・施行

## 目 次

用語の定義	1
各協定において適用調整の対象となる制度及び年金加入期間通算措置の有無	2
このマニュアルを利用するにあたって	3
【目的】	
【活用】	
【作成の背景】	
業務処理マニュアルの見方	5
1. 作成範囲	
2. 構成内容	
(1) 全体構成	
(2) 第2章及び第3章の構成	
3. マニュアルに関する照会先	
書類の提出、受付、返戻等にかかる取扱い	9
事務処理誤りの事例等（再発防止の徹底）	44
社会保険労務士制度について	46
決裁者・専決者一覧表（社会保障協定に係るもの）	
（「書類の提出・受付・返戻等にかかる取扱い」⑫届書等の決裁時の押印」中に移動）	

### 第1章 社会保障協定の概要

I. 協定による適用調整について	概－3
＜適用調整の規定及び取扱い＞	概－4
II. 協定による受給資格要件の加入期間の通算及び年金額の計算の特例について	概－5
1. 受給資格要件の特例（加入期間通算）について	概－5
2. 年金額の計算（特例）について	概－6
III. 相手国年金法令に基づく給付申請の受理について	概－6
IV. その他	概－7

### 第2章 適用関係

#### 第1節 協定による適用調整に関する事務処理

第1 適用調整に関する事務処理概要	適－3
1. 原則規定に基づく事務処理	適－3
2. 一時派遣規定、一時派遣延長規定及び一般修正規定に基づく事務処理	適－4
3. 同一期間両国就労規定に基づく事務処理	適－4

#### 第2節 適用調整に関する事務処理

第1 厚生年金保険等の適用調整に関する事務処理	適－5
健康保険・厚生年金保険 資格取得届	適－5
健康保険・厚生年金保険 資格喪失届	適－7

健康保険・厚生年金保険 適用証明書交付申請書	適- 9
健康保険・厚生年金保険 適用証明期間継続・延長申請書	適-16
健康保険・厚生年金保険 適用証明書再交付申請書	適-21
厚生年金保険 特例加入被保険者資格取得申出書	適-25
厚生年金保険 特例加入被保険者資格喪失申出書	適-30
適用証明期間の終了に関する事務処理	適-34
 第2 国民年金等の適用調整に関する事務処理	適-35
国民年金 被保険者資格取得届・資格取得申出書（任意加入）	適-35
国民年金 被保険者資格喪失届（申出書）	適-37
国民健康保険・国民年金 適用証明書交付申請書	適-39
国民健康保険・国民年金 適用証明期間継続・延長申請書	適-44
国民健康保険・国民年金 適用証明書再交付申請書	適-47
 第3 船員保険・厚生年金保険の適用調整に関する事務処理	適-51
船員保険・厚生年金保険 適用証明書交付申請書	適-51
船員保険・厚生年金保険 適用証明期間継続・延長申請書	適-55
船員保険・厚生年金保険 適用証明書再交付申請書	適-58
 第3節 協定発効時の日本年金制度適用免除の取扱い (資格取得済の人に対する取扱い)	適-62
 第4節 フランス協定発効時のフランス制度適用免除の取扱い	適-63
 <b>資料</b>	
資料1 各協定の規定の考え方及び適用証明書交付前の国際事業Gへの進達要否	適-67
資料2 各協定における国民年金任意加入被保険者に関する取扱い	適-79
資料3 各協定における随伴配偶者及び子の取扱い	適-80
資料4 「通常雇用」の取扱い	適-81
資料5 日ブラジル協定における「1年インターバルルール」の取扱い	適-82
 <b>様式</b>	
社会保障協定 適用証明書交付申請書等進達票	適- 87
社会保障協定 適用証明書交付申請書等回答票	適- 88
進達経過簿（参考）	適- 89
ドイツ協定に係る様式	適- 90
連合王国協定に係る様式	適-105
韓国協定に係る様式	適-129
合衆国協定に係る様式	適-144
ベルギー協定に係る様式	適-160
フランス協定に係る様式	適-176
カナダ協定に係る様式	適-196
オーストラリア協定に係る様式	適-212

オランダ協定に係る様式	適-228
チェコ協定に係る様式	適-243
スペイン協定に係る様式	適-258
アイルランド協定に係る様式	適-275
ブラジル協定に係る様式	適-290
スイス協定に係る様式	適-306
各国共通の様式	適-322
ハンガリー協定に係る様式	適-328
インド協定に係る様式	適-347

### 第3章 給付関係

<b>第1 相手国期間算入及び相手国年金申請書等の受理による事務処理概要</b>	給- 3
<b>第2 年金給付に関する事務処理</b>	給- 4
年金給付裁定請求書（相手国期間申立書）	
老齢基礎年金額加算開始事由該当届（相手国期間申立書）	
加給年金額加算開始事由該当届（相手国期間申立書）	給- 4
①相手国期間算入の説明	給- 7
②老齢給付受給資格要件の特例の説明	給- 8
③老齢給付の額の計算の特例	給- 9
④障害給付受給資格要件の特例の説明	給- 13
⑤障害給付の年金額の計算の特例の説明	給- 14
⑥障害手当金受給資格要件の特例の説明	給- 17
⑦障害手当金の額の計算の特例の説明	給- 17
⑧遺族給付の受給要件の特例の説明	給- 18
⑨遺族給付の額の計算の特例の説明	給- 18
⑩脱退一時金の支給要件の特例の説明	給- 22
⑪脱退一時金の額の計算の特例の説明	給- 22
⑫経過措置の特例の説明	給- 22
⑬旧国民年金の特例の支給要件の特例の説明	給- 24
⑭旧厚生年金保険法による給付の支給要件等の特例の説明	給- 25
⑮複数の被用者制度の期間を有する場合の特例の説明	給- 25
⑯複数の相手国期間を有する場合の説明	給- 27
相手国年金申請書	給- 32
相手国法令による不服申立て	給- 36-1
相手国年金に関する照会票	給- 37
海外在住年金受給権者の届出事項連絡票	給- 41

### 資料

<b>資料1 協定国ごとに異なる事項</b>	給- 47
<b>資料2 協定国ごとの按分率の適用</b>	給- 71
<b>資料3 協定相手国ごとの相手国期間を算入する給付</b>	給- 72

資料4 外国通算該当条文コード及び年金証書・裁定通知書 に出力する該当条文一覧	給－73
--	------

#### 参考

I 保険期間確認請求書	給－78
II 保険期間証明書（日本）	給－79
III 保険期間証明書（相手国）	給－80
IV 連絡票（日本）	給－81
V 連絡票（相手国）	給－82

#### 様式

海外在住年金受給権者の届出事項連絡票	給－91
相手国年金に関する照会票	給－99
ドイツ協定に関する様式	給－100
合衆国協定に関する様式	給－140
ベルギー協定に関する様式	給－164
フランス協定に関する様式	給－234
カナダ協定に関する様式	給－270
オーストラリア協定に関する様式	給－340
オランダ協定に関する様式	給－405
チェコ協定に関する様式	給－500
スペイン協定に係る様式	給－538
アイルランド協定に係る様式	給－577
ブラジル協定に係る様式	給－622
スイス協定に関する様式	給－663
ハンガリー協定に関する様式	給－708
インド協定に関する様式	給－741

#### [ 頁 欠 番 ]

適－111～114  
 紿－76～78、89～90、669～670、677～678、687～688

※平成28年4月の組織改編に伴い、本マニュアル中の「ブロック本部」、本部の所管部署の表記については、原則、以下のとおり読み替えをしてください。

- 「ブロック本部」は「地域部」へ
- 本部の所管部署「国際G」は「事業企画部 国際事業G」へ

## 略称・用語の説明

用語	定義
協定	社会保障に関する日本と諸外国との協定をいう。
特例法	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)をいう。
特例政令	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成19年政令第347号)をいう。
特例省令	社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令(平成20年厚生労働省令第2号)をいう。
協定相手国	一の協定を締結した相手国をいう。
国年法	国民年金法をいう。
厚年法	厚生年金保険法をいう。
健保法	健康保険法をいう。
国年令	国民年金法施行令をいう。
厚年令	厚生年金保険法施行令をいう。
健保令	健康保険法施行令をいう。
国年則	国民年金法施行規則をいう。
厚年則	厚生年金法施行規則をいう。
健保則	健康保険法施行規則をいう。
●●協定 * 「●」には相手国 略称が入る	社会保障に関する日本国と●●との間の協定をいう。例えば、ドイツ協定は、「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」をいう。当該用語は、特例政令及び特例省令と同一の略称であり、外務省のホームページ及び各種申請書では、日●(漢字略称等)社会保障協定としている。
国際事業G	日本年金機構事業企画部国際事業Gをいう。
外国業務G	日本年金機構中央年金センター外国業務Gをいう。
年金事務所	年金事務所及び年金相談センター(給付に係るものに限る)をいう。
実施機関	協定に規定された社会保障に関する法令・制度の実施に責任を有する機関をいう。
相手国実施機関等	協定相手国の実施機関及び日本の実施機関との協議・連絡を行う窓口機関(連絡機関)
相手国期間	協定相手国の年金の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との協定に規定する相手国の期間をいう。
適用証明書	交付した国の社会保障制度のみに加入する根拠となる証明書であり、勤務先又は相手国実施機関等に提出・提示することにより協定相手国内での状況を確認された後にその社会保障制度の加入が免除されることとなる。
期間比率	協定及び特例法等の規定に基づき該当する給付の個別要件となる保険期間に対する国民年金又は厚生年金保険の加入期間の比率をいう。
按分率	協定及び特例法等の規定に基づき該当する給付額を按分する一定の比率をいう。

各協定において適用調整の対象となる制度及び年金加入期間通算措置の有無

協定	発効年月	適用調整の対象となる制度		年金加入期間の 通算措置
		日本	相手国	
ドイツ協定	平成 12 年 2 月	年金制度	年金制度	あり
連合王国協定	平成 13 年 2 月			なし
韓国協定	平成 17 年 4 月			なし
合衆国協定	平成 17 年 10 月	年金制度 医療保険制度	年金制度 医療保険制度	あり
ベルギー協定	平成 19 年 1 月	年金制度 医療保険制度	年金制度 医療保険制度 労災保険制度 雇用保険制度	あり
フランス協定	平成 19 年 6 月	年金制度 医療保険制度	年金制度 医療保険制度 労災保険制度	あり
カナダ協定	平成 20 年 3 月	年金制度	年金制度 (州独自年金制度(ケベック州)と 老齢保障制度は調整なし)	あり <sup>*1</sup>
オーストラリア協定	平成 21 年 1 月	年金制度	退職年金保障制度 (社会保障制度(税財源制度) は調整しない)	あり <sup>*2</sup>
オランダ協定	平成 21 年 3 月	年金制度 医療保険制度	年金制度 医療保険制度 雇用保険制度	あり <sup>*3</sup>
チェコ協定	平成 21 年 6 月	年金制度 医療保険制度	年金制度 医療保険制度 雇用保険制度 労災保険制度	あり <sup>*4</sup>
スペイン協定	平成 22 年 12 月	年金制度	年金制度 <sup>*5</sup>	あり
アイルランド協定	平成 22 年 12 月	年金制度	年金制度	あり
ブラジル協定	平成 24 年 3 月	年金制度	年金制度	あり
スイス協定	平成 24 年 3 月	年金制度 医療保険制度	年金制度 医療保険制度 雇用保険制度	あり
ハンガリー協定	平成 26 年 1 月	年金制度 医療保険制度	年金制度 医療保険制度 雇用保険制度	あり <sup>*6</sup>
インド協定	平成 28 年 10 月	年金制度	年金制度	あり <sup>*7</sup>

\* 1 カナダ協定において日本の年金加入期間に通算することができる制度は、カナダ年金制度 (CPP) のみ。日本の年金加入期間を通算するカナダの年金制度は、老齢保障制度 (OAS) 及びカナダ年金制度 (CPP)。

\* 2 オーストラリア協定において日本の年金加入期間に通算することができるオーストラリアの期間は、オーストラリアにおいて就労していた居住期間 (オーストラリアの市民権又は permanent visa 保有者)。

- \* 3 オランダ協定において日本の年金加入期間に通算することができるオランダの期間は、オランダの法令による雇用期間、自営活動の期間及び保険期間として取り扱われる期間であり、オランダ国内に単に居住したことのみに基づく保険期間は含まれない。
- \* 4 チェコ協定において、チェコ年金給付に必要となる保険期間には、日本の年金加入期間のほか、チェコ共和国が保険期間の通算を規定する協定を締結している第三国の保険期間を考慮する。
- \* 5 スペイン年金制度が免除になると、スペイン医療保険・雇用保険制度も併せて免除になるが、スペイン労災保険制度のみは加入する必要がある。
- \* 6 ハンガリー協定において、通算可能な年金は老齢年金と遺族年金である。
- \* 7 インド協定において、日本の年金加入期間に通算することができる制度は、被用者年金（EPS）のみであり、被用者積立基金（EPF）の期間は含まれない。